

安全報告書

【鉄道事業】



2024年7月

目 次

1. ごあいさつ	……P 1
2. 輸送の安全に関する基本的な考え方 ・安全基本方針 ・安全目標	……P 2
3. 安全重点施策	……P 3
4. 安全管理体制 ・安全管理体制図 ・安全管理の方法	……P 4
5. 安全確保のための取り組み ・施設の安全対策 ・社員教育 ・安全に対する投資	……P 6
6. 自然災害時の対応	……P16
7. 事故・障害に関するご報告	……P17
8. お客様との連携 ・お客様の声 ・お客様とのつながり	……P18
9. 皆様へのお願い	……P19
10. ご連絡先	……P22

1. ごあいさつ

平素より遠州鉄道ならびに遠鉄グループをご利用いただきまして誠にありがとうございます。また、当社鉄道事業に深いご理解をいただきまして厚くお礼申し上げます。

遠鉄グループ経営の根幹は、鉄道やバスなどの運輸事業を中心に培われてきた「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、遠鉄グループは運輸事業における安全運行が支えていると言っても過言ではありません。こうした認識のもと、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」という方針に基づき、ハード・ソフト両面において安全管理体制の強化に努めております。

2023年度におきましては、コロナ禍による制約が解除されたことにより、待望の景気回復の兆しを感じられる一年となり、鉄道利用者数も回復基調に推移しました。一方、エネルギー価格・物価高騰の波は依然として継続しており、先行きの見通しが非常に困難な状況となっております。

そのように社会の情勢や事業を取り巻く環境が日々変化する中ではございますが、当社においては継続的に安全の確保に向けた取り組みを行っております。

ハード面では、継続事業としている第1期高架区間の耐震補強工事、レールの重軌条化及びロングレール化、踏切設備の更新及び補助灯付踏切反応灯の導入等を進めてまいりました。

ソフト面におきましては、安全に関する教育の継続、基本動作の徹底等に真摯に取り組み、より強固な安全体制の確立に努めてまいりました。

今後も、安全に対する投資を積極的に実施するとともに、法令や規則を遵守し、地域のお客様から喜ばれ信頼される存在となるよう全員一丸となって取り組んでいく所存です。

尚、本報告書は鉄道事業法第19条の4に基づき、当社の「安全の確保のための取り組み」を皆様に公表させていただくものです。お気づきの点がございましたら、率直なご意見やご感想をいただければ幸いに存じます。

遠州鉄道株式会社

取締役社長 丸山 晃司



2. 輸送の安全に関する基本的な考え方

遠州鉄道においては輸送の安全を確保するために以下の通り、社長以下全社員が一丸となって輸送の安全に取り組んでおります。

2-1 安全基本方針

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

社長訓

「～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業経営の根幹は、運輸事業（鉄道、バス）が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えていると言っても過言ではない。

我々鉄道事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一の鉄道会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である。
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう。
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう。

2-2 安全目標

「有責運転事故ゼロ・インシデントゼロ」を目標としております。

3. 安全重点施策

当社では安全方針に基づき、現場における**2023年度**の安全重点施策を以下のように定め、取り組んで参りました。

3-1 2023年度 安全重点施策

1. 正確、迅速な情報伝達で事故防止

- 【運転】・・・わかりやすい言葉と復唱の実施で正確な情報伝達
- 【駅】・・・確認と連絡を徹底し、正確な情報伝達で安全輸送
- 【工務】・・・全員で意思疎通を図り事故防止

2. 規則を遵守し、憶測による作業の撲滅

- 【運転】・・・指差確認の完全実施で思い込みによる作業の防止
- 【駅】・・・業務知識を深め、正しい作業手順の完全実施
- 【工務】・・・基準に沿った正確な作業で故障ゼロ

3-2 2023年度 月別実施項目

月別に取り組むテーマ（実施項目）を定め、点呼指導等において毎月全員に対して取組の徹底と実施状況の確認を行っています。

4月	M. 指差確認喚呼の励行 C. 出勤・点呼時の注意	10月	M. 触車事故防止と防衛運転 C. 負傷者急病人発生時の対応
5月	M. 車両の入換 C. 扉開閉時の確認	11月	M. 踏切事故の防止 C. 暖房の取扱い
6月	M. 天候異常時の取扱い C. 冷房の取扱い	12月	M. 始終業点検の完全実施 C. 終着駅の取扱い
7月	M. 事故発生時の処置 C. 正確な情報の伝達	1月	M. 起動時の注意 C. 車側監視の励行
8月	M. 旅客傷害事故の防止 C. 指差確認喚呼の励行	2月	M. 車両故障時の取扱い C. 異常時の案内放送
9月	M. 地震発生時の対応 C. 地震発生時の対応	3月	M. 定時運転の確保と経済運転 C. 車内巡視の励行

(M) = 運転士 (C) = 車掌

4. 安全管理体制

当社では、輸送の安全を確保するために「安全管理規程」を定め、この中で社長をトップとする安全管理体制を構築し、法により選任が義務付けられている「安全統括管理者」「運転管理者」等責任者の役割及び権限を以下のように規定しております。

4-1 安全管理体制図

責任者	権限
取締役社長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う
安全統括管理者 (運輸事業本部長)	輸送の安全確保に関する業務を統括する
運輸事業部長	安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、指導監督を行う
運転管理者 (鉄道営業所長又はこれに準ずる者)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を統括する
施設管理者	安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する
車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する
人事部長	輸送の安全確保に必要な人員計画に関する業務を統括する
総務部長	輸送の安全確保に必要な投資計画等に関する業務を統括する



4-2 安全管理の方法

(1) 鉄道安全マネジメント委員会の開催

鉄道営業所では、鉄道事業に携わる現場管理者である運輸区・工務区の助役以上のメンバーに運輸事業本部のメンバーを加えた鉄道安全マネジメント委員会を毎月開催し、事故、ヒヤリ・ハット報告や他社事例を通じ安全の確保に取り組んでいます。

(2) ヒヤリ・ハット情報の収集・活用

乗務員だけでなく運転指令や駅員、工務区を含め、輸送の安全に関する「ヒヤリ・ハット」情報を各職場に備え付けの「目安箱」や管理者の聞き取りにより収集しています。収集されたヒヤリ・ハット情報は、毎月開催される鉄道安全マネジメント委員会で報告され、対策の検討、改善実施に取り組んでいます。

(3) 緊急対応体制

当社では事故や大規模地震などの自然災害のほか、テロや電車ジャック、新型インフルエンザ等への対応要領を定め、緊急時の対応体制を構築しています。

大規模地震に関しては、毎年9月の防災訓練時に体制の確認を行っており、台風やゲリラ豪雨等の異常気象時には状況に応じて本社、現場それぞれに対策本部を設置し、連携をとって安全の確保に努めています。

(4) 経営トップによる現場巡視

社長及び運輸事業本部長（安全統括管理者）が定期的に職場巡回を実施し、点呼執行状況の確認や現場との意見交換をし、安全への取り組み状況を確認しております。



(5) 内部監査と安全管理体制の強化

経営トップの輸送の安全確保への取り組み状況を確認するため、当社監査等委員が社長及び安全統括管理者に対して監査を実施し、その関与状況を確認しております。

また、リスクの洗い出しに基づき、輸送の安全に関する規程の整備・周知状況、訓練の実施状況等を事業部内での業務監査により定期的にチェックし、見直し改善を図るとともに、事業部外の監査室により安全マネジメントの取り組み状況の監査を実施しております。

安全管理体制は、計画（Plan）⇒実（Do）⇒評価（Check）⇒見直し改善（Act）の体制（PDCAサイクル）を維持していくことが大切です。安全体制については現行の体制を是とするのではなく、経営計画とともに、常に見直し改善に取り組んでいます。



5. 安全確保のための取り組み

5-1 施設の安全対策

◆ 耐震補強工事とバリアフリー改修工事

当社の鉄道線は都市計画事業により路線のおよそ3分の1が高架化されましたが、供用から30年を超える第1期高架区間では、大規模地震に備える耐震補強工事を進めるとともに、高架駅へのエレベーターや多機能トイレの設置等バリアフリー改修を進めております。

2023年度は、新浜松駅～第一通り駅間（旧べんがら横丁跡地）の耐震補強工事が完成いたしました。



◆ 駅ホームの安全対策

ホームのお客様が線路内へ転落したり列車と接触したりすることを防止するため、状況に応じて列車運行速度の減速や、駅員による「声かけ」「見守り」による事故防止を図るとともに施設面における改修を進めております。2023年度は、遠州岩水寺駅のホームに転落防止柵を新設いたしました。

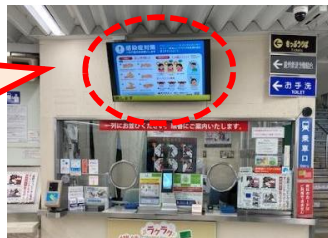
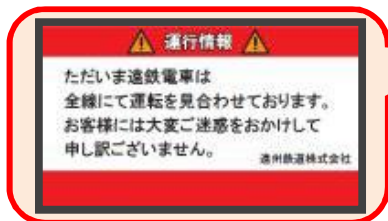


【遠州岩水寺駅】

【各駅非常時案内モニター&一斉放送装置の設置】

「非常時案内モニター」は平常時は広告やお知らせを表示しますが、遅延や運休が発生した際に運行情報を表示します。

また、指令センターから「一斉放送装置」を使って、すべての駅に一斉放送することができます



【主要駅へのAED設置】

新浜松・第一通り・遠州病院・上島・浜北・西鹿島各駅に設置（18駅中6駅に設置）



←【第一通り駅】

【遠州病院駅】→



◆軌道（レール）の安全対策

【レールの重軌条化】

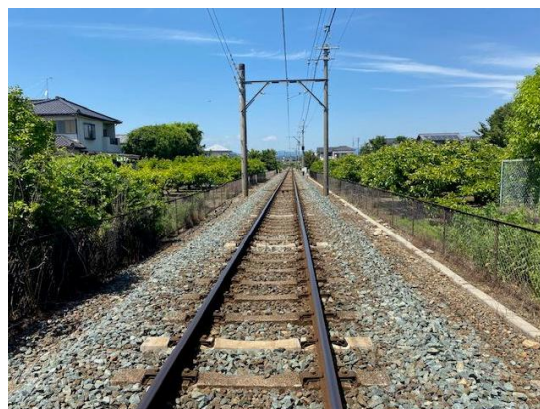
2023年度に西鹿島駅南R600区間の重軌条化(1mあたりのレールの重さを40kgから50kgに変更)を実施いたしました。軌道構造の強化により耐久性・保守性や乗り心地等の改善、列車運行の安全性向上を図ります。



【ロングレール化準備工事】

(PCマクラ増の増設)

2025年度に予定している重軌条化及びロングレール化の準備工事としてPCマクラギを増設いたしました。



◆ 電気設備の更新

電路・踏切・信号・通信等の鉄道電気設備の更新・改良に取り組んでいます。
列車が運行している間に実施できない作業は運行終了後の深夜に実施し、昼夜を問わず列車の安全運行を支えています。

【踏切動作反応灯の更新】

踏切が正常に遮断していることを運転士に知らせる従前のX形反応灯に加え、遮断していないときは赤色補助灯が点灯するタイプの灯具に更新し、視認性の向上を図っています。**2023**年度は**20**箇所の踏切を更新し、本年度をもって全踏切の新型灯具への更新が完了しました。



【信号機の更新(LED化)】

さぎの宮駅と積志駅の4基の信号機を更新しました。電球から**LED**に変わることにより視認性が向上しました。

(LED化率 93%)



【電気転てつ機の更新】

遠州芝本駅の電気転てつ機を2基更新しました。マグネットクラッチの採用により保守の効率化と安全性の向上を図っております。

(クラッチのメンテナンスフリー化 100%)



【CTC装置の更新】

全線の運行状況の把握や遠隔制御を遠州西ヶ崎にある運転指令室にて行う装置になります。遠州岩水寺駅と西鹿島駅の駅装置と、遠州西ヶ崎駅にある中央装置を更新いたしました。



【継電連動装置の更新】

列車の進路を安全に確保するための装置です。遠州病院駅の継電連動装置と、現場設備までのケーブルを更新いたしました。引き続き老朽化した駅は計画的に更新を実施していきます。



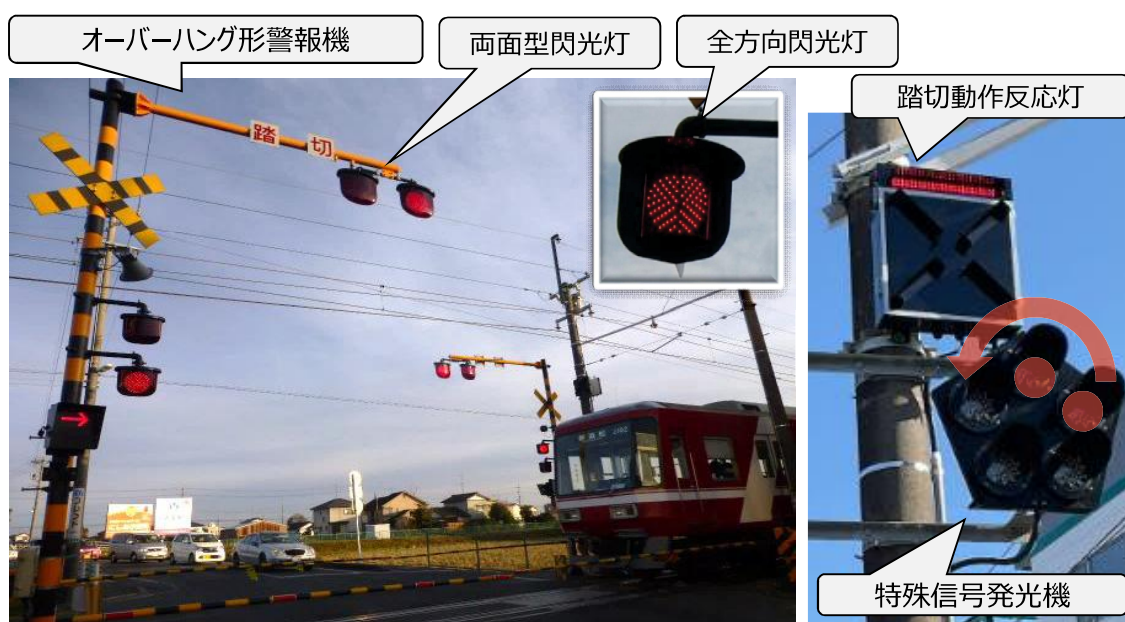
【駅インターホンの更新】

無人駅に設置されているインターホン装置を更新いたしました。駅で困りごとがあったときなどに運転指令と直接お話していただくことが可能です。従前のものを踏襲したデザインと機能になっており、直感的に操作しやすい仕様になっています。



◆踏切保安装置機器の更新

踏切の安全対策として、道路からの視認性向上の為に踏切照明のLED化、反射材付きクロスマークの設置、両面型や全方向型のLED式警報灯を採用して通行者からの視認性の向上を進めております。また踏切障害物検知装置が設置されている踏切では、踏切内に立ち往生してしまった自動車を検知すると、特殊信号発光機が赤色に点滅し、踏切道に接近してくる列車に対し異常を報知します。また同様に非常ボタンを押すことによって異常を報知することができます。



◆車両設備の更新

電車の安定走行のため1両分の車輪を更新しました。

電車搭載蓄電池1編成分とATS受信器内蔵電源5台を更新し信頼性を高め運行の安定性向上を図りました。



◆車両設備の点検・整備

安全に列車を運行するため、日常点検整備の他、定期的に分解点検整備を行っています。

・列車検査

7日を超えない期間ごとにブレーキ、制御装置等主要部の状態・作用を検査します。

・月検査

3ヶ月を超えない期間ごとに各装置の状態・機能の動作を検査します。

・重要部検査

4年又は60万km走行を超えない期間ごとに集電装置、主電動機、台車等重要な装置の主要部分を検査します。

・全般検査

8年を超えない期間ごとに集電装置、主電動機、台車等重要な装置の主要部分を取り外して全般にわたって検査します。

お客様に安全・安心・快適にご乗車いただけますよう、車両点検整備の技術力向上に努めております。



◆車両設備の安全対策（一例）

・転落防止幌

お客様が誤ってホームから線路上に転落しないように、ゴム製幌を車両連結部に設置しています。



・避難梯子

万一、事故等が発生した場合、車外にお客様を避難誘導するための非常用避難梯子を搭載しています。



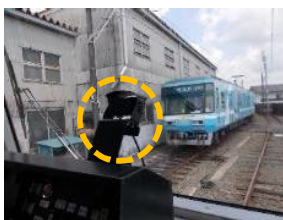
・注意喚起表示

ドア開閉時や通行時の注意喚起ステッカー等を設置しています。



・前方監視カメラ

列車運行妨害行為や事故等が発生した際の状況確認及び原因究明を目的として、前方監視カメラを設置しています。



・非常用設備の視認性向上

非常通報装置・非常用ドアロックの設置位置や使用方法をピクトグラムを活用したわかりやすい表示としています。



5-2 社員教育

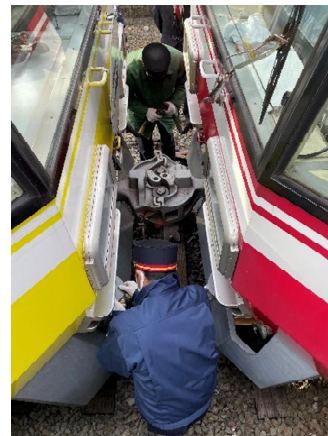
(1) 安全教育

◆業務研修会

運転部門、駅部門に分かれて業務研修会を年2回実施しています。

運転部門の研修では、過去の事故や故障の事例研究や避難梯子の使用方、扉吸込み事故の防止について学習し、安全意識の向上を図るとともに、技術担当による講習も合わせて実施しています。2023年度は車両故障時の対応、異常時対応訓練、列車搭載の避難梯子訓練を行いました。

駅部門においては、継電連動盤取扱い方、異常時対応訓練等を行いました。



◆災害対応訓練（脱線復旧訓練）

大規模地震の発生等による万一の事態に備え、脱線復旧訓練を実施しています。

列車が脱線した際、復旧に必要な用具の使用方や手順の確認だけでなく実際に車両をジャッキアップにより線路から脱線・復旧する訓練のほか、避難梯子やヒューマンチェーンによるお客様の避難誘導訓練を実施しました。



◆ 運転士の自社養成

当社では運転士の育成のため、自社内で教育指導担当者を選任し、専属で60日以上にわたって集中教育を実施し、十分な実力を備えてから国家資格である「動力車操縦者運転免許試験」を受験します。

学科・実技ともに自社内で教育を実施することで、実際に運行する線区、車両にあった教育が可能になり、この教育を通して実践に即した安全の基本を徹底的に身に付け、鉄道運転士として養成されます。



◆ 地震防災訓練

大規模地震の発生等による万一の事態に備え、「地震防災訓練」、「津波防災の日」にあわせ緊急地震発報訓練を実施しました。運転部門では、運行中のすべての車両を一旦停止させ安全確認の報告をする訓練、駅部門では案内放送や避難場所の確認、避難誘導経路確認など、異常時の対応方を確認しました。



◆ 鉄道施設における暴漢対応合同訓練

当社では鉄道施設における暴漢対応方について業務研修会などで訓練を実施していましたが、今回初めて鉄道施設を使用した警察との合同訓練を実施いたしました。今回の訓練では、電車内で刃物を所持した不審者が暴れたことを想定し、刺股・小楯を使用した対応訓練を実施いたしました。訓練の最後には警察官より刺股・小楯の使用方についてご指導いただきました。



(2) 資質管理

◆出勤時・退勤時のアルコールチェック

当社では社内規程により始業時及び終業時のアルコールチェックを義務付けており、万一アルコールが検知された場合は法定より厳しい基準により、乗務させないことはもちろん、飲酒習慣のある社員には、定期的に面談をするなど飲酒運転を未然に防止する体制を徹底しています。



◆ヒューマンファクター学習

ヒューマンエラーによる事故の防止を図るため、西日本旅客鉄道様作成のマニュアルを参考にさせていただき、ヒューマンファクター学習を実施しております。

ヒューマンファクター（人的要因）で陥りやすい行動について、毎月テーマを決めて点呼時に設問を与え、繰り返し学習しています。毎月繰り返し継続して学習することで、より強い意識付けを図っています。



◆Eラーニングによるコンプライアンスおよび情報セキュリティ教育

法令を遵守し、倫理観や社会的良識をもって行動することの重要性を確認するために、全従業員を対象として社内ネットワークを活用したEラーニングを年間を通じて、繰り返し実施しています。

◆健康管理とメンタルヘルス

鉄道営業所では職場安全衛生委員会を毎月開催し、職場における労働安全の意識づけや健康管理の増進を図るとともに、半期ごとに鉄道以外の事業を含めた会社全体で本部労働安全衛生委員会を開催し、一体となった管理体制をとっています。

職場においては定期健康診断結果における要注意者や再検査者のフォローを徹底し、健康管理の強化並びに健康状態の把握改善に努めております。

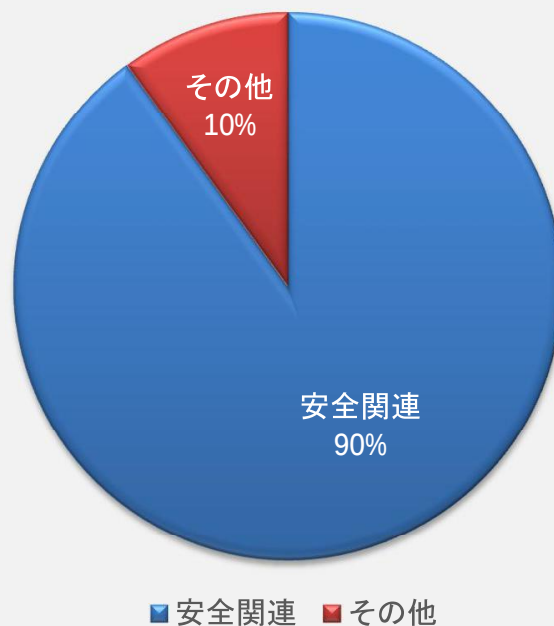
またメンタルヘルス対策として、管理者への昇格者に対しては安全配慮義務者としての役割を認識し管理監督者として必要なメンタルヘルス知識を身につける「ラインケア研修」を、新入社員に対しては従業員自身がストレスや心の健康を理解しストレスに適切に対応することを学ぶ「セルフケア研修」を実施し、心の健康の保持に努めております。

5-3 安全に対する投資

2023年度の鉄道事業に関する総投資額は4億98百万円で、このうち総投資額の約90%にあたる4億47百万円を安全に関する投資として計上しました。

安全関連の主な投資として、耐震補強工事、踏切動作反応灯の更新、継電連動装置の更新や線路設備の更新を実施しております。

【2023年度の投資】



2023年度 主な安全投資

単位：百万円

分類	主な工事	投資額
老朽化設備の更新	踏切動作反応灯、継電連動装置の更新等	158
車両・その他	車輪交換等	3
保安・防災対策	高架橋耐震補強、ホーム転落防止柵等	252
安全輸送対策	レール重軌条化等	34

6. 自然災害の対応について

◆大雨の対応

当社沿線に設置された雨量計により、降雨量が規制値を超えたときは運転を規制又は中止します。また、降雨量が規制値内であっても、状況により速度を落としたり、運転を見合わせる場合があります。

* 集中豪雨等により河川が氾濫し、当社施設に浸水の被害が想定される場合、新浜松駅又は西鹿島駅へ車両を退避させる場合があります。

◆暴風の対応

当社沿線に設置された風速計により風速を観測しており、風速が規制値を超えた場合には、運転規制を実施します。

また、風速が規制値内の場合でも乗務員からの強風の連絡があった場合は、安全を確保するために速度を制限して運行する場合があります。

◆台風の対応

台風接近時の対応としては、大雨時の対応及び暴風時の対応方に準じて速度規制や運転を見合わせます。

【計画運休について】

大型の台風接近に伴い、当社鉄道線がその進路上にあり、「暴風域」に入る等運行に重大な支障が見込まれる場合は、あらかじめ運行を中止する「計画運休」を実施する場合があります。（事前に当社ホームページ等で告知します）

◆地震の対応

早期地震通報システムにより気象庁が発信する緊急地震速報を受信した場合、自動で発報信号（無線通信による警音）を全列車に通報し、震度4以上の場合は、全列車を直ちに安全な場所に停止させます。

地震発生後の被害状況の確認、安全点検の実施により運行再開又は中止を判断します。

◆運行の再開について

運転を中断した場合、安全に電車を走らせることを確認した後に運転を再開いたします。大型の台風や地震、豪雨の場合は、雨量や風速の規制値だけでなく、当社係員による線路等の施設点検等により安全の確認ができ次第運転を再開いたします。

（被害状況によっては、運転の再開に時間がかかる場合がありますのでご了承ください）

7. 事故・障害に関するご報告

2023年度の事故等の発生件数を、以下の通りご報告いたします。

※上記件数は国土交通省令「鉄道事故等報告規則」に基づき、以下の分類により中部運輸局に届出したものです。	
鉄道運転事故	列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故 道路障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故
輸送障害	鉄道運転事故以外で運休や30分以上の遅延が発生したもの
インシデント	鉄道運転事故等が発生するおそれがある事態

7-1 2023年度 事故発生件数

(1) 鉄道運転事故

1件発生しました。

内訳は踏切障害事故1件です。

(2) 輸送障害（30分以上の遅延や運休）

5件発生しました。

内訳は、自然災害2件、人身事故1件、閉そく装置1件、その他1件です。

(3) インシデント（事故の兆候）

発生しておりません。

	2021	2022	2023
(1) 鉄道運転事故	0	1	1
(2) 輸送障害	1	5	5
(3) インシデント	0	0	0

8. お客様との連携

8-1 お客様の声

鉄道部門に直接寄せられるお客様の声は、電話・手紙・メール等をはじめ、バス部門（運輸事業本部）や遠鉄グループ代表ホームページを通じて、多数のご意見・ご要望をいただいております。

2023年度は鉄道部門に対し**30**件ほどのご意見・ご要望・お問合せをいただき、速やかな回答に努めるとともに、サービス向上や施設改善の参考とさせていただきます。

8-2 お客様とのつながり

（1）遠鉄電車トレインフェスタの開催

日頃のご利用に感謝を込めて、例年、西鹿島駅の車両工場にてトレインフェスタを開催しており、地域にお住まいのご家族連れや鉄道ファンの皆様に「あかでん」とふれあう楽しいひと時をお過ごしいただいております。毎年多くのお客様にご来場いただいております。



（2）電車教室の開催

沿線の小学校・幼稚園を対象に開催している『電車教室』では、安全に電車に乗車いただくための乗り方や電車の仕組みを楽しく学んでいただいております。

2023年度はコロナウイルスの感染対策をおこないながら、**46校3998名**の皆さまにご参加いただきました。



9. 皆様へのお願い

◆線路への立ち入り・列車妨害の禁止

線路への置石や物の放置、列車への投石等、列車運行を妨害する行為は、いたずらであっても、「列車往来危険」「器物損壊」等の犯罪となります。

また線路内への立ち入りは、列車と接触する恐れもある大変危険な行為です。列車の運行に遅れが生じ、ご乗車のお客様のご迷惑になるだけでなく重大な事故につながりますので、絶対にお止めください。列車の安全な運行と定時運行の確保にご理解ご協力をお願いします。

◆駆け込み乗車はおやめください

発車間際の駆け込み乗車は大変危険です。転倒したりドアに挟まれたりして怪我や事故につながるだけでなく、運行の遅れの原因にもなりご乗車のお客様にもご迷惑が掛かりますので、ドアが閉まりかけたときは無理をせず次の電車をお待ちください。

また割り込み乗車はお客さま同士のトラブルの原因にもなりますのでお止め下さい。マナーを守り整列乗車にご協力ください。

◆携帯電話・スマートフォンのご利用について

電車内での携帯電話の通話は、周りのお客さまのご迷惑となりますのでご遠慮ください。また優先席付近では、混雑時には電源をお切りいただくようご協力をお願いします。

駅構内やホーム上での歩きながらのスマートフォン操作（歩きスマホ）は周囲のお客様の迷惑になるだけでなく、ホームからの転落や列車との接触、転倒など、思わぬ怪我や事故につながる恐れがありますのでお止めください。

◆危険物の持ち込み禁止、不審物の取扱いについて

駅や列車内への危険物の持ち込みは法令で禁止されております。また不審者、不審物を発見されたときは、当社係員までお知らせください。万一不審物を発見した時は、危険ですので、①触れない、②嗅がない、③動かさない、の3原則をお守り下さい。

◆ホーム上でのお願い

ホームでお待ちの際は、転落防止柵がある場合でも柵に寄りかかったり顔や手を出したりせず、ホーム端から離れて黄色い点字ブロックの内側でお待ちください。

点字ブロックを必要とされるお客様のため、点字ブロックの上に立ったり荷物を置いたりせず、点字ブロックを空けてお待ちください。

線路上へ物を落としたときは大変危険ですのでご自身で拾わず係員にお知らせください。係員が不在の駅につきましては、ホームもしくは券売機付近のインターホンでお知らせください。

◆列車内でのお願い

ドアの開け閉めの際、戸袋に手や荷物が引き込まれ、思わぬ怪我につながる場合がありますので、ドアから離れてお待ちください。小さいお子様をお連れの場合は手を繋ぐなどご注意ください。また、混雑時にはドア付近に留まらず、通路ではリュックや手荷物を網棚に置くなど、狭い車内では周りの方へのご配慮をお願いします。



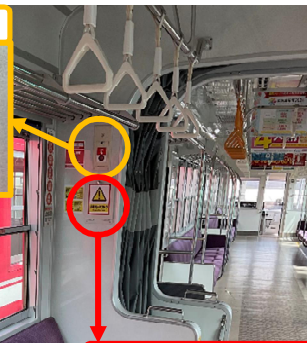
◆列車内で急病人やトラブルなどが発生した時は

【非常通報装置】

緊急事態が発生した場合は、このボタンを押して乗務員にお知らせください。なお走行中にこのボタンを押しますと緊急停止しますのでご注意ください。

※2両編成の連結部に設置

非常通報装置



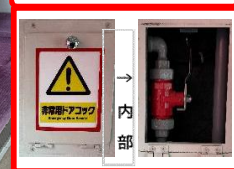
【非常用ドアコック】

非常事態が発生した場合は、このドアコックを操作すると扉を手で開けることができます。

但し、ホーム以外では車両から転落する危険性があり、非常ドアコックで扉を開けると列車が走行できなくなりますので、原則として係員の指示に従って操作するようにお願いいたします。

※2両編成の連結部及び扉付近座席下に設置

非常用ドアコック



非常用ドアコック



【防犯用具の配備】

お客様に安心してご利用いただけるよう、主要駅や列車内に「刺又(さすまた)」、「防護盾」、「防刃手袋」を配備しています。

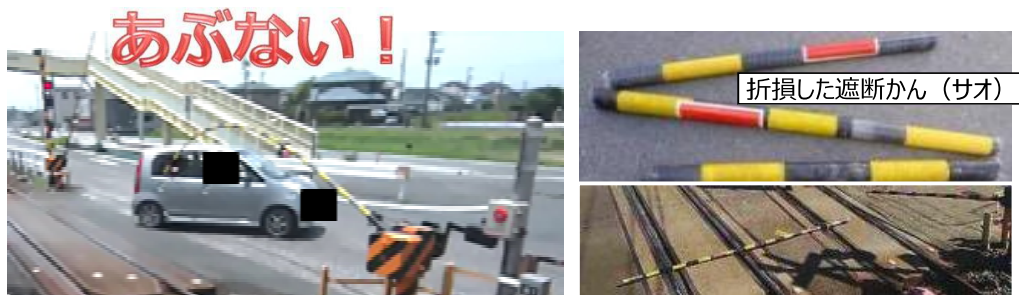


◆ 警報機が鳴り始めたら、踏切に入らないで下さい

踏切で警報機が警報動作を始めている時や遮断かん(サオ)が降り始めたら、大変危険ですので、踏切の中に入らないで下さい。

警報中にぐったり、一旦停止せずに無理やり突破したり、無謀な踏切横断行為が見受けられます。列車の運行に支障が出るだけでなく大きな事故につながる危険な行為です。

警報機が鳴り始めたら踏切の中には絶対に入らないでください。また警報機が鳴っていないときでも、必ず一旦停止して左右の安全を確かめてから渡りましょう。



◆ 踏切に閉じ込められたら

自動車を運転中に踏切内に閉じ込められたら、慌てずに車をそのまま前進させて遮断かん(サオ)を車で押して出てください。車が動かない時は、非常ボタンを押すか、非常ボタンがない踏切では列車の進行方向を表示器で確認し、発煙筒等で向かってくる列車に合図をしてください。列車はすぐに止まれませんので踏切内・線路内には絶対に立ち入らないでください。なお、踏切設備の異常や遮断かん折損等の情報をご連絡いただく際は、踏切警報機の柱などに表示されている踏切名称「〇〇 △号踏切」をお知らせください。



◆ 沿線にお住いの皆様へ

鉄道の安全確保のためには日常の保守、メンテナンスが欠かすことができません。工事の方法、期間に関してもできる限りご迷惑のかからないよう検討し、進めてまいります。

沿線の皆様には夜間作業をはじめ、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

10. ご連絡先

遠州鉄道株式会社 鉄道営業所

所在地 静岡県浜松市中央区西ヶ崎町 6 8 6 - 1

電 話 0 5 3 - 4 3 5 - 0 2 2 1

F A X 0 5 3 - 4 3 5 - 0 2 2 3

営業時間 平日・土曜 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
日曜・祝日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

E メール tetsudo@entetsu.co.jp

ホームページ <https://www.entetsu.co.jp/tetsudou/>

安全管理規程（鐵道）

遠州鐵道株式会社

(目次)

第一編 総則

第一章 目的等

第二章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

第一節 輸送の安全の確保に関する組織体制

第二節 安全統括管理者等の責務

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法

第二編 輸送業務の実施に係る管理の方法

第一章 運転の管理

第二章 鉄道施設の管理

第三章 車両の管理

第一編 総則

第一章 目的等

(目的等)

第1条 この安全管理規程（以下「本規程」という。）は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号。以下「法」という。）第十八条の三第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定めることにより、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

2. 輸送の安全の確保については、法、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、その他の輸送の安全の確保に関する法令の規定並びに、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号。）同省令第三条の規定による実施基準及びこれに関連する規程のほか、本規程に定めるところによる。

第二章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

(安全に関する基本的な方針)

第2条 取締役社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、鉄道施設、車両及び社員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を定め、安全の確保に関する業務の実施状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

2. 取締役社長、役員及び社員（鉄道事業に関係する社員を指し、社員に準ずる者を含む）（以下「社員等」という。）の安全に係る行動規範は、次のとおりとする。

- (1) 一致協力して輸送の安全の確保に努めます。
- (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規程等（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- (5) 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な改革に努めます。

3. 第1項の方針に基づき策定した中期経営計画（鉄道部門）は3年毎に見直すものとし、当該計画及びこれに基づく取り組みの実績については、毎年度、これを取りまとめ安全報告書に含めて公表する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制

第一節 輸送の安全の確保に関する組織体制

(取締役社長の責務)

第3条 取締役社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。

2. 取締役社長及び役員は、輸送の安全を確保するための鉄道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、鉄道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
3. 取締役社長及び役員は、鉄道事業の遂行に際し、施設、車両、輸送、要員、投資、予算その他の必要な計画の策定に際し、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能性の観点からの検証を行わせるものとする。
4. 取締役社長及び役員は、輸送の安全を確保するため、鉄道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
5. 取締役社長及び役員は、法第十八条の三第2項の規定による安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重するものとする。
6. 取締役社長及び役員は、事故・災害等の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、社員等に周知・徹底しなければならない。

(組織体制)

第4条 当社の鉄道事業における安全の確保に関する体制は、第1図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりとする。

〈取締役社長、管理者相互間の指揮命令系統を示す図〉

- (1) 安全統括管理者 : 輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - (2) 運輸事業部長 : 安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、指導監督を行う。
 - (3) 運転管理者 : 安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
 - (4) 乗務員指導管理者 : 運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
 - (5) 施設管理者 : 安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。
 - (6) 車両管理者 : 安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
 - (7) 人事部長 : 輸送の安全の確保に必要な人員計画に関する業務を統括する。
 - (8) 総務部長 : 輸送の安全の確保に必要な設備計画、投資計画、予算計画に関する事項を統括する。
2. 前項の責任者の選任、解任等については、これを社員等に周知することにより、輸送の安全の確保に関する責任体制を明確にするものとする。

3. 安全統括管理者、運転管理者その他の管理者は、輸送の安全の確保に関し、運転や鉄道施設、車両の計画に必要な基礎的情報その他の必要な情報に係る相互の連絡を緊密にし、打ち合わせを正確に行うことにより、各々の業務を適切に遂行し、管理しなければならない。
4. 各管理者が事故等によりその職務が遂行できない場合には、その職務を適切に行うことができる者に代行させる。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第5条 安全統括管理者は、法及び鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号。以下「規則」という。）で定める要件を満たす者であり、安全に関して十分な知識及び経験を有する者として取締役のうち運輸事業本部長を充てる。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 人事異動により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
 - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (4) 関係法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第二節 安全統括管理者等の責務

(安全統括管理者の責務)

第6条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 鉄道施設、車両、運転取扱いの安全性及び相互の部門間の整合性を確保するとともに、安全確保を最優先し輸送業務の実施及び各部門間を統括管理すること。
- (2) 社員等に対し、関係法令等の遵守と中期経営計画への取組みの着実な実施により、安全第一の意識を徹底させること。
- (3) 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時、確認を行い、必要な改善の措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し、取締役社長又は役員その他必要な者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な意見を述べること。
- (5) 輸送の安全の確保に関し、事故・災害等その他必要な情報を収集し、第4条の運転管理者やその他必要な者にこれを周知し又は必要な指示を行うこと。

(運転管理者の選任及び解任)

第7条 運転管理者は、法及び規則に定める要件を満たす者であり、運転に関して十分な知識及び経験を有する者として鉄道営業所長又はこれに準ずる者を充てる。

2. 第5条第2項の規定は、運転管理者の解任について準用する。

(運転管理者の責務)

第8条 運転管理者は、運転関係の係員及び鉄道施設、車両を総合的に活用し安全で、安定した輸送を確保するため、運行計画の設定及び変更、乗務員及び車両の運用、列車の運行の管理、乗務員の育成及び資質の保持その他運転に関する業務を管理する責務を有する。

2. 運転管理者は人員計画、設備計画、投資計画、予算計画、その他必要な計画の検討に当たり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

3. 運転に関する業務のうち、乗務員の資質の保持に関するものを補佐させるため、乗務員指導管理者として運輸区長及び工務区長を充てる。

4. 乗務員指導管理者は、運転管理者を助け、次に挙げる業務を行う責務を有する。

(1) 乗務員の資質(適性・知識及び技能)の維持管理に関する事項。

(2) 乗務員の資質の充足状況に関する定期的な確認及び運転管理者への報告に関する事項。

5. 運転に関する業務のうち、乗務員の育成に関する業務については、運輸区長が行い、乗務員及び車両の運用の業務については、主席運転助役が行う。

6. 前項の場合において、運輸区長、主席運転助役は、業務の管理に必要な事項については運転管理者に報告を行い又はその指示を受けるものとする。

7. 運転管理者は、輸送計画その他の必要な計画の検討に当たり、運転関係の係員、鉄道施設及び車両の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。

8. 運転管理者は、運転関係の係員に対する教育・訓練を適切に管理するものとする

9. 運転管理者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にするものとする。

10. 運転管理者は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者、乗務員指導管理者、主席運転助役及びその他必要な責任者に伝達し又は必要な情報を受けるものとする。

(施設管理者及び車両管理者の責務)

第9条 輸送の安全の確保に関し支障を及ぼすおそれのないよう鉄道施設及び車両を維持管理するため、施設管理者及び車両管理者として工務区長を充てる。

2. 施設管理者及び車両管理者は次に掲げる業務を管理する責務を有する。

- (1) 鉄道施設の建設、改良及び保守（以下「工事等」という。）及び車両の構造、機能の改良、維持に係る管理体制及び整備・維持管理計画の作成、変更に関する事項。
 - (2) 鉄道施設及び車両の構造、仕様と運転取扱いに係るそれぞれの整合性の確保に関する事項。
 - (3) 鉄道施設の工事等に係る作業を行う場合の安全確保に関する事項。
 - (4) 列車の運転の安全に直接影響を与える鉄道施設の状態、線路の保全に影響のある気象情報など、運転管理のために必要となる情報の伝達に関する事項。
 - (5) 鉄道施設及び車両の工事、検査及び保守作業に係る要員の資質の維持・管理に関する事項。
 - (6) 列車の運行に充当する車両の検査及び運用計画と運行計画との調整に関する事項。
3. 施設管理者及び車両管理者は、施設の整備・維持管理計画、車両の検査計画その他の必要な計画の検討にあたり、施設関係、車両関係の係員、設備・車両の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。
4. 施設管理者及び車両管理者は、鉄道施設及び車両関係の係員に対する教育・訓練を適切に管理するものとする。
5. 施設管理者及び車両管理者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者とその連絡、調整を密にするものとする。
6. 施設管理者及び車両管理者は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、主席運転助役及びその他必要な責任者に伝達し又は必要な情報を受けるものとする。

（その他の管理者の責務）

第10条 運輸事業部長、人事部長及び総務部長は、人員計画、設備計画、投資計画、予算計画、その他必要な計画の検討に当たり、社員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及びその実現可能性の検証を行う。

第二章 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法

(業務報告)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括管理するため、運転管理者その他の者に対し業務の実施に関し、不安全行動などの安全を損なう事態などについて、随時報告を求める。

2. 前項の報告内容については、法令違反、重大な怠慢、故意による行為等を除き、原則として社員等の処罰には使用しない。

3. 安全統括管理者は、第1項の報告について、社員等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を伝達するよう努めなければならない。

(事故・災害等防止対策の検討)

第12条 安全統括管理者は、事故・災害等、その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、事故・災害等防止対策の検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

2. 安全統括管理者は、前項の検討を通じて、事故・災害等の再発防止又は安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項については、社員等が共有できるようにしなければならない。

(事故・災害等の報告及び対応)

第13条 社員等は、事故・災害等に対する責任者、対応方法その他必要な事項をよく理解し、事故・災害等に対し、必要な対応をとらなければならない。

2. 責任者は、特異な事故・災害等が発生し緊急を要する場合等必要に応じ、あらかじめ定めた責任者の権限を超越して適切かつ柔軟な対応を行わなければならない。

3. 事故・災害等の発生を知った者は、あらかじめ定められた方法により、その情報を速やかに報告しなければならない。

4. 責任者は、法令等の定めにより、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

5. 上記に定める他、具体的な対応については「緊急時における救急体制の整備について」(昭和四十七年十二月二十二日付け鉄運第三百六号)に基づく「緊急時における救急体制心得」他以下の規程等による。

- ・南海トラフ地震に係る地震防災応急計画
- ・異常気象等警備並びに災害対策規程
- ・運転取扱心得

(業務の確認)

第14条 安全統括管理者又はその命を受けた者は、適宜、各職場に赴き、安全管理体制の実施状況、輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずる。

(安全管理体制の維持のための教育訓練)

第15条 安全統括管理者は、安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練について適宜実施しなければならない。

(安全管理規程の整備)

第16条 安全統括管理者その他の責任者は、輸送の安全を確保するため、本規程、法令に基づく実施基準のほか、施設・車両の維持及び運転に関して必要となる基準等を定め、関係係員へ周知徹底を図る。

(輸送の安全に関する内部監査)

第17条 安全統括管理者は内部監査員を指名して、運輸安全マネジメント取組状況等を点検するため少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。又、必要と判断される事例が発生した場合は、上記以外に内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が確認された場合はその内容を、速やかに取締役社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第18条 安全統括管理者は、事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

(規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等)

- 第19条 本規程その他の輸送の安全の確保に関する基準等、鉄道施設及び車両の構造、性能に係る帳票類その他の必要な資料等は、必要な部門に備え、適切に保管する。
2. 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録は、記録を作成し、適切に保管する。
3. 前各項に掲げるほか、輸送の安全の確保に必要な文書の管理については、安全統括管理者の命を受けたものが管理する。

第二編 輸送業務の実施に係る管理の方法

第一章 運転の管理

(運転の管理体制)

- 第20条 運転の管理に係る体制、指揮命令系統は、第1図のとおりとする。
- 〈運転管理者、運転指令、乗務員指導管理者、駅長等の事業実施部門における管理者相互の指揮命令系統を示す図〉

(運行計画)

- 第21条 運転管理者は、輸送計画の具体化の際、設定しようとする運転曲線図を基に、次に掲げる事項を勘案し、列車設定に係る計画（以下「運行計画」という。）の安全性及び実現可能性を検証する。
- (1) 停車場間の所要時間
- (2) 停車場における乗降の状況
- (3) 行き違い設備、信号設備、電力設備等による制約条件
- (4) 乗務員及び車両の運用に係る制約条件
- (5) その他運行計画の円滑な実施に係る事項
2. 前項の運転曲線図は、使用する車両の性能（加減速、最高速度、曲線通過性能）、曲線及びこう配等の線路条件、運転士の操縦状況を考慮したものでなければならない。
3. 運行計画の設定、変更については、作成されたものを運転管理者が確認する。
4. 運転管理者は、運行計画の設定及び変更に当たって車両性能、線路条件及び曲線等の制限速度に関し、運輸区長、工務区長との連携を図り、適切な対応を行うほか、これに係る必要な帳票類を整備する。

(乗務員の運用計画)

- 第22条 乗務員運用は、乗務員の労働時間、乗務時間等が平準化されるよう計画するとともに、定められた勤務に係る制約条件に適合するものでなければならない。

(車両の運用計画)

第23条 車両運用は、充当する列車の運行上求められる車両の構造及び性能、運行する区間の線路構造及び運転保安設備、車両の検査時期等を考慮し、輸送の安全確保に支障を生じないように計画しなければならない。

(乗務員の資格要件の管理)

第24条 乗務員指導管理者は、乗務員の資質の充足状況について、運転管理者から示された指示等に基づき、継続的かつ定期的に確認する。

2. 乗務員指導管理者は、前項の確認を通じて、乗務員の身体機能、精神機能、知識及び技能について、資格要件に適合していないおそれがあると認められる場合については、乗務の一時停止、添乗指導等の措置を講じるとともに、その状況を取りまとめ運転管理者に報告する。
3. 運転管理者は、乗務員の資質の充足状況に疑義のある報告を受けた場合は、乗務員指導管理者の意見を踏まえ、速やかに対応措置を決定する。
4. 乗務を一時的に停止した乗務員のうち、知識及び技能に関する教育訓練により資質の向上が期待された者について、乗務員指導管理者は、教育計画を策定し、教育終了後にその効果の確認を行い、再乗務の可否の判断を行い、その結果を運転管理者へ報告する。

(運転士の資質等の報告)

第25条 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第二条に基づき、中部運輸局長に報告するための運転士の資質の充足状況等に関する次に掲げる事項を取りまとめなければならない。

- (1) 運転士の運転免許番号、適性検査（身体機能検査及び精神機能検査）の結果等
- (2) 運転取扱誤りを生じさせた回数、教育（定例及び再教育）の実施状況等

2. 運転管理者は、鉄道事業動力車操縦者資質管理報告規則第三条に該当するものが生じた際は、中部運輸局長に報告すべき事項を遅滞なくとりまとめなければならない。

(運転関係係員の育成及び資質の維持・管理)

第26条 列車等の運転に直接関係する作業を行う係員（以下「運転関係係員」という。）の適性、知識及び技能の保有に関する管理の方法、手順等は「運転関係係員適性検査実施要領及び運転関係係員教育訓練規程」に定めるところによる。

2. 乗務員指導管理者は、作業前、作業中その他適当な時に運転上必要な事項について、「運転取扱心得及び鉄道係員服務規程」に基づき、報告を求め、又は指示を与える等適切な監督を行う。
3. 乗務員指導管理者は、所属する運転関係係員の資質の状況を記録し、その推移を確認できるよう管理する。

4. 運転管理者は、運転関係係員の資質の維持管理に関する事項について、必要な指示をする。

(列車の運行の体制)

第27条 運転指令は、運転管理者の監督の下、路線及び運行の形態、施設の状況等を勘案し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送混乱時の運行状況の把握
 - (2) 運転整理等の運行計画の臨時変更
 - (3) 閉そく方式の変更など運転保安上の重要な指示
 - (4) 異常気象等の情報収集及び伝達
 - (5) 列車運行に支障を及ぼすおそれのある工事等の着手承認及び終了後の運行の可否に係る情報連絡
2. 乗務員、運転指令、駅長等の列車の運行に携わる者は、列車の運行状況、線路の状況、異常気象などの情報の把握に努め、列車の安全な運行に支障を生ずるおそれがあるときは、全てに優先して迅速、的確な措置を講ずる。
3. 事故・災害等により線路内で作業を行うため、運行を一時停止した区間の運行の再開については、現場の安全確認がなされた後、運転指令によって行う。
4. 事故・災害等により列車の運行が乱れたときに運行計画を臨時に変更する場合は、運転指令によって行うものとし、指令の伝達の正確を期するため乗務員、運転指令、駅長等の列車の運行に携わる者相互の連絡、確認を行う。
5. 運転管理者は、台風その他の異常気象により全線の列車運行に安全その他の支障を生じるおそれがあると認めるときは、運行計画にかかわらず、運行の停止その他の適切な措置を講じる。
6. 列車の運行状況、関係者の連絡、その他の運行を的確に行うための措置等に関する情報については、これに記録し、保存する。

(事故・災害等の緊急事態が発生した場合等の処置)

- 第28条 列車の運行に携わる者は、事故・災害等その他の緊急を要する事態が発生したときは、被害者の救済その他被害の拡大防止のため、「緊急時における救急体制の整備について」(昭和四十七年十二月二十二日付け鉄運第三百六号)に基づく「緊急時における救急体制心得」他、第13条第5項に定める規程により、迅速かつ的確に対応する。
2. 鉄道係員は、救急活動等のため、鉄道係員以外の者が線路内に立ち入る必要があるときは、運行の停止その他の安全確保のための措置を講じる。

(運行管理等運転業務の受委託)

第 29 条 他の鉄道事業者等との間における運行管理等運転業務の受委託に関しては一切これを行ってはならない。

第二章 鉄道施設の管理

(鉄道施設の管理の体制)

第 30 条 鉄道施設の管理に係る体制、指揮命令系統は、第 2 図のとおりとする。

〈施設管理者、車両管理者、運転管理者等の事業実施部門における管理者相互の指揮命令系統を示す図〉

2. 施設管理者は、鉄道施設の新設又は改良にあたり、安全性及び信頼性の向上の必要性、車両及び将来の運行計画との整合性を勘案し「軌道・建造物実施基準及び電気関係設備実施基準」に基づき整備計画を策定し、安全統括管理者に報告する。変更した場合も同様とする。
3. 施設管理者は、鉄道施設の新設又は改良工事の施工管理については、実施基準に基づき必要な教育を受け適正・技能・知識を有する者を充てるものとし、施工管理を担当する者は、列車等の運行の安全確保、接触事故防止及び感電防止に努めるものとする。
4. 施設管理者は、鉄道施設の新設又は改良工事の竣工した場合には、実施基準に基づき竣工検査を行うものとする。
5. 施設管理者は、鉄道施設の保守について検査計画、検査結果のとりまとめ、維持管理計画を策定し、必要に応じ安全統括管理者に報告する。変更した場合も同様とする。
6. 施設管理者は、鉄道施設の保守について検査及び修繕に係る作業の方法、手順等を以下の基準等に定め、これを関係者に周知し、徹底する。
 - ・ 電気関係整備心得
 - ・ 軌道整備心得
 - ・ 保安装置整備心得
 - ・ 建造物整備心得
 - ・ 線路検査基準
7. 施設管理者は、あらかじめ定めた周期に基づき検査を確実に実施し、その結果に基づき施設を列車等が安全に運転できる状態に保持する。

(工事、保守等を行う場合の安全確保事項)

第31条 施設管理者は、工事等を行うに際しては、計画段階から列車の運行の安全確保及び触車事故防止の観点に立ち、内容について確認する。

2. 工事等に携わる係員（請負業者を含む。以下「工事等係員」という。）は、工事等の施工段階において、作業内容等に応じ関係者と作業内容、作業方法、作業手段について十分打ち合わせを行う。
3. 工事等係員は、作業着手前、作業中、作業終了後において、列車の運行状況の把握や軌道変状等の不具合事象の発生時の対応（関係箇所への連絡通報体制を含む。）、作業後の安全確認を実施し、列車の運行に支障を及ぼすおそれがある場合等必要に応じ、施設管理者及び運転管理者に連絡する。
4. 施設管理者は、線路を閉鎖又は保守間合いにおいて工事等を行う場合は、「工務関係従事員触車防止規則」の遵守について、これを工事等係員に周知し、徹底するものとする。
5. 工事等係員は、線路を閉鎖又は保守間合いにおいて工事等を行う場合は、運転指令と緊密な連携を維持し、必要な確認及び報告を行う。
6. 施設管理者は、工事等係員に対し、工事等に伴う列車の安全確保のため、列車の運行状況等の必要な情報を提供する。
7. 施設管理者は、工事等係員に対し、他の事業者や他の現場で発生した事故等に係る情報の入手に努め、周知を図る。
8. 施設管理者は、運転指令その他必要な者に対して、列車運行に支障を及ぼすおそれのあるときには速やかに情報連絡する。

(工事等係員の資質管理)

第32条 施設管理者は、工事等係員の適性、知識及び技能の保有に関する管理の方法、手順を定める。

2. 施設管理者は、工事等係員（運転関係係員に限る。）の資質の充足状況について、継続的かつ定期的に確認する。
3. 施設管理者は、工事等係員（運転関係係員に限る。）の資質の状況を記録し、その推移を確認できるように管理する。

(鉄道施設の工事等の委託)

第33条 工事等を部外に委託する場合には、列車の運行の安全確保、接触事故防止及び感電防止について、委託業務に関する契約書、工事仕様書等において定めたうえで施工させるものとする。

2. 工事等を部外に委託する場合、工事等の範囲、内容及び工事等に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）、請負者の業務管理体制、教育訓練体制及び係員に必要な資格、工事等を遂行する上で必要な事項を示した契約書、工事仕様書等を請負者と締結する。
3. 施設管理者は、工事等の実施にあたり、工事等が契約書、工事仕様書等の通りに履行されるよう、請負者を指導する。
4. 施設管理者は、工事等の完了にあたり、工事等が契約書、工事仕様書等の通りに履行されていることを確認する。

第三章 車両の管理

(車両の管理の体制)

第34条 車両の管理に係る体制、指揮命令系統は、第2図のとおりとする。

〈車両管理者等の事業実施部門における管理者相互の指揮命令系統を示す図〉

2. 車両管理者は、車両の新製又は改良にあたり車両の構造、機能の状況、安全性及び信頼性の向上の必要性、鉄道施設及び運転の将来計画との整合性等を勘案し、車両関係実施基準に基づき整備計画を作成し、安全統括管理者に報告する。変更した場合も同様とする。
3. 車両管理者は、車両の新造、改良の実施にあたっては、車両関係実施基準に基づき施工中や完了(受け取り)の際の検査の方法、手順等について定め、関係者に周知、徹底する。
4. 車両管理者は、車両の保守について車両関係整備心得に基づき検査計画、工事・補修計画を策定し、必要に応じ安全統括管理者に報告する。変更した場合も同様とする。
5. 車両管理者は、車両の保守について検査及び修繕に係る作業の方法、手順等を車両関係整備心得に定め、関係者に周知し、徹底する。
6. 車両管理者は、あらかじめ定めた周期に基づき検査を確実に実施し、その結果に基づき車両を安全に運転できる状態に保持する。

(車両関係係員の資質管理等)

第35条 車両管理者は、車両の保守に係る係員の知識及び技能の保有に関する管理の方法、手順等を定める。

2. 車両管理者は、車両の保守に係る係員が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有していることを定期的に確認する。

(車両工事等の委託)

第36条 車両管理者は車両の改良及び保守の工事（以下「車両工事等」という。）を部外に委託する場合、車両工事等の種類、範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）、請負者の品質管理体制、作業に必要な資質及び教育訓練体制、その他車両工事等を遂行する上で必要な事項について、委託業務に関する契約書、工事仕様書等に定めたうえで施工させるものとする。

2. 車両管理者は、車両工事等の実施にあたり、車両工事等が契約書、工事仕様書等の通りに履行されるよう、請負者に指導する。

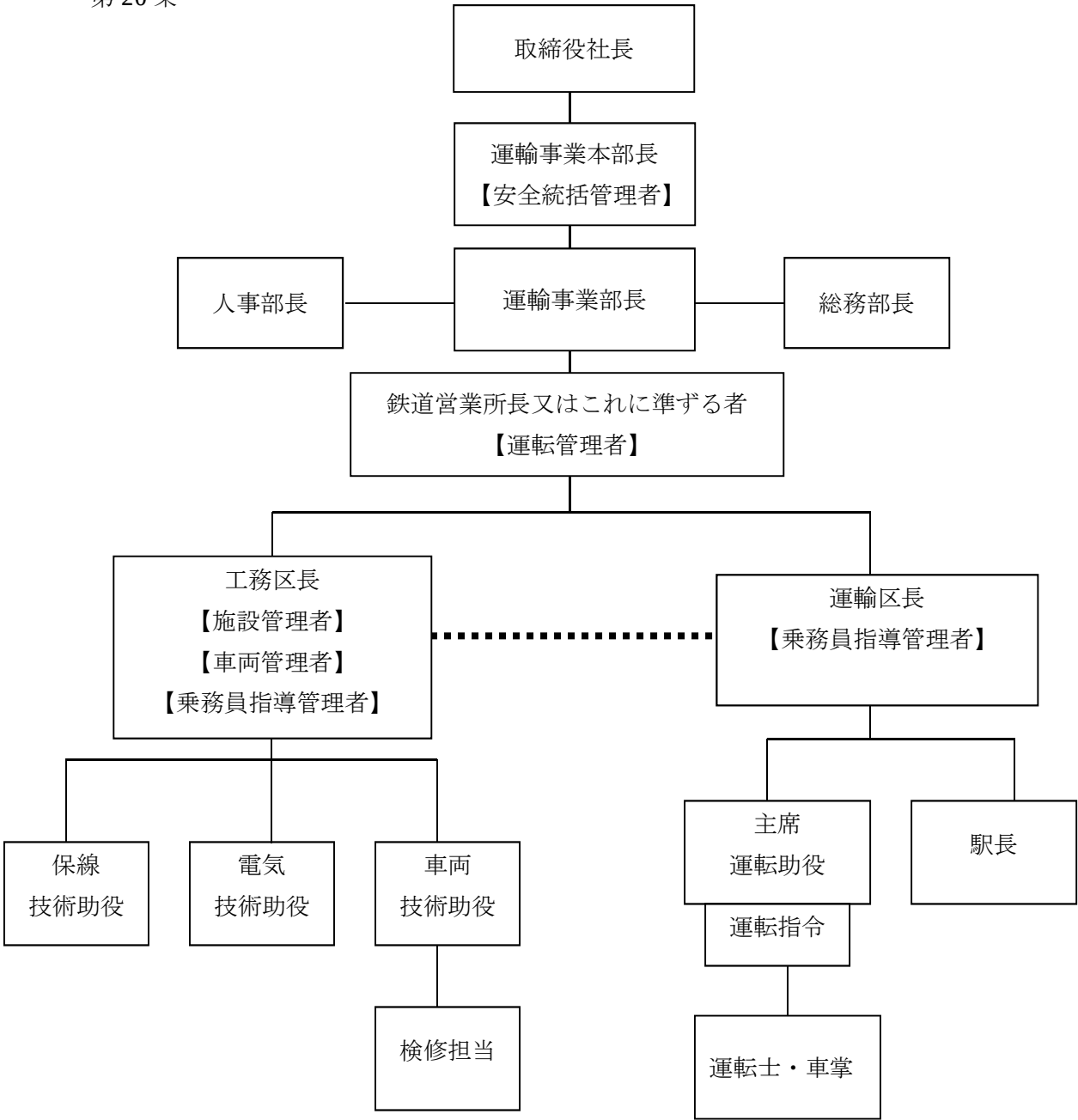
3. 車両管理者は、車両工事等の完了にあたり、車両工事等が契約書、工事仕様書等の通りに履行されていることを確認する。

平成18年10月1日施行
平成21年4月1日一部改正
令和3年7月16日一部改正
令和6年7月1日一部改正

第 1 図 安全の確保に関する体制および運転の管理に係わる体制

第 4 条

第 20 条



凡例

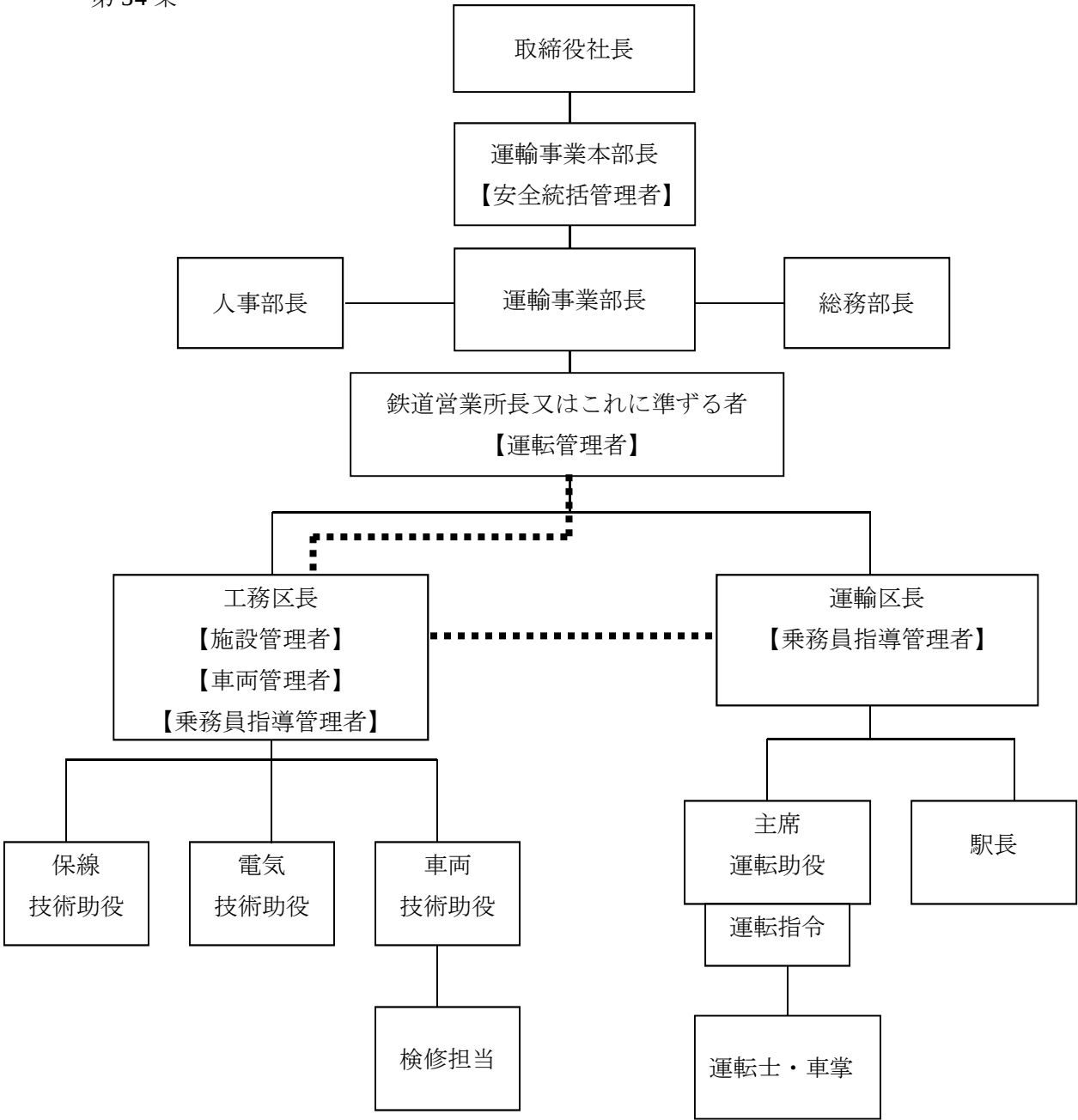
——— 安全管理指揮命令系統及び運転管理指令系統

■■■■■ 運転管理連絡系統

第 2 図 鉄道施設・車両の管理体制

第 30 条

第 34 条



凡例

————

安全管理指揮命令系統

施設管理指揮命令系統

■■■■■

運転管理連絡系統

その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

- ・ 関係規程一覧

- ・ 運転取扱心得
- ・ 軌道・建造物実施基準
- ・ 電気関係設備実施基準
- ・ 車両関係実施基準
- ・ 電気関係整備心得
- ・ 軌道整備心得
- ・ 保安装置整備心得
- ・ 建造物整備心得
- ・ 線路検査基準
- ・ 車両関係実施基準細則
- ・ 鉄道係員服務規程
- ・ 緊急時における救急体制心得
- ・ 東海地震に係る地震防災応急計画
- ・ 異常気象等警備並びに災害対策規程
- ・ 運転関係係員適正検査実施要領
- ・ 運転関係係員教育訓練規程
- ・ 工務関係従事員触車防止規則